

堺市監査委員公表第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月10日

堺市監査委員	札	場	泰	司
同	大	林	健	二
同	原		繭	子
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和 7 年 11 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 30 日		
措置を講じた部局等	東区役所		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課	
1 (1) 区役所庁舎の安全性について 庁舎を利用する者の安全性の確保等のため、施設に係る各種の法定点検、老朽化による危険箇所の確認や防火・防災対策等の区役所庁舎の管理を行っている。 これらの庁舎管理について、定期監査及び行政監査を担当する事務職員に加え、工事監査を担当する技術職員が、関係書類の抽出調査を行い、実地において区役所庁舎の一部を目視等により確認した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 法定点検の実施 東区役所庁舎（建物）は、その構造及び用途により、建築基準法第 12 条第 4 項に基づく防火設備点検（平成 28 年国土交通省告示第 723 号）を行うことが義務付けられている施設である。当該防火設備点検は、防火扉・防火シャッターをはじめとする延焼防止のための設備が、火災時に適切かつ安全に作動するかなどについて検査を行うものであ	建築基準法第 12 条第 4 項に基づく防火設備点検については、消防法の規定に基づき毎年実施している防災設備保守点検業務に含まれていると誤認していたため、適切に点検を実施できていませんでした。 御指摘を受け、令和 7 年度については、防火設備を含めた建築基準法第 12 条第 2 項及	企画総務課	

る。 しかし、東区役所では、上記の建築基準法に基づく防火設備点検が実施されていなかった。	び第 4 項に基づく業務内容で令和 8 年 2 月 23 日に法定点検を実施しました。 今後は、庁舎の躯体及び設備に関する各種点検業務について、業務の法的根拠や主な点検項目、点検の周期、点検の実施日、参考となる国基準や資料等を関係部局や委託事業者等の専門的知見を活用し、確認表として一覧にまとめ関係職員間で共有して可視化することで、契約時に関係法令の確認や点検漏れの防止など、適切な維持管理を行います。あわせて、他の区役所等関係部局との間で庁舎管理に関する点検状況や実施内容について積極的に情報共有を行い、庁舎の管理・点検状況の妥当性について確認することで、再発防止に努めます。	
6 (1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 普通財産の管理 令和 7 年 12 月 3 日に実地調査を行ったところ、南野田中地区集会所の敷地として貸し付けている土地に、所有者及び用途不明のコンクリート柱が設置されていた。	毎年の現地調査の際、施設管理を行う自治会に立会いを依頼していなかったことから、入口が施錠されており、北側道路面のみからの目視に留まっていました。そのため、敷	自治推進課

6 (3) 補助金について 補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 補助金の精算 堺市補助金交付規則では、補助金を概算払で交付した場合は、実績報告の際に補助事業者から提出を受けた精算書を審査	地内の 2 本のコンクリート柱のうち 1 本は敷地内のものと認識しておりましたが、残り 1 本は敷地外と誤認していました。 御指摘を受け、コンクリート柱の所有者の確認作業を行いました。特定には至りませんでした。 現地調査でコンクリート柱の状況を目視で確認し現状危険な状況ではないことを確認しています。また、集会所の使用には支障がなく、加えて、撤去には費用を要することを踏まえ弁護士に相談した結果、当面は現状維持で様子を見ることとしました。今後現地調査の際、地域関係者の立会いのもと、制度所管課の財産活用課通知を参考にしたチェックリストを活用し、敷地内に入り適正な管理及び施設内建造物の安全確認を行うことを徹底し、再発防止に努めます。 本来、決算書への精算額の記載は 1,002,060 円が正しいところ、補助事業者が誤って 1,002,600 円と記載されてい	自治推進課
--	--	--------------

し、交付すべき金額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて、超えている部分の返納を命じるとされている。 しかし、令和 6 年度の補助事業者への堺市 LED 防犯灯更新補助金について、精算額の誤りを見落としたことにより返納額が過少となっていた。	ました。補助金の精算手続の中で、補助対象事業費の積算表を作成の上、書類の点検・審査、金額の確認を行いました。が、確認が不十分であり、また決裁・合議においては、積算表を添付しておらず、精算額の確認も不十分であったことから、結果として誤りに気付くことができませんでした。 補助事業者に実績報告の訂正及び再提出を求め、精算額を再精査して、正しい補助額を確定し、令和 8 年 2 月 24 日に不足返納額は返納されています。 今後は決裁時に、実績報告書に補助対象事業費の積算表を併せて添付し、決裁ラインでその突合を徹底し、再発防止に努めます。	
6 (4) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 切手等受払簿の整理 切手等受払簿において、代行者による払出しの必要が生じた場合は、摘要欄に払出しを行った職員名を記載することとされている。また、物品取扱員は、代行者から払出しの報告を受けた際には、払出しの事実と現物（残高）を照合し、切手等受払簿に自	代行者の事前指定、代行者による交付、物品取扱員への報告及び物品取扱員による現物確認といった手続は行っていましたが、物品会計事務マニュアルにある記載及び押印についての認識が不十分でした。	東保健福祉総合センター 東保健センター

署又は押印することとされている。 しかし、代行者が払出しを行っていたものの、摘要欄に代行者の記載がなかった。また、物品取扱員の欄に代行者が押印しており、物品取扱員は照合後に自署又は押印していなかった。	御指摘を受け、令和 7 年 12 月 5 日に、物品会計事務マニュアルに沿った追記及び押印を行いました。 また、「物品会計事務マニュアル当該ページ」及び「切手等受払簿・記載例」を切手等受払簿に綴じ込み、当該処理について所属長が関係職員に周知しました。今後は、内部統制の点検項目一覧表に追記して確認を徹底し、再発防止に努めます。	
--	---	--